

「新規狩猟者参入促進補助金」のご案内

令和5年度
鳥取県 生活環境部 自然共生社会局 自然共生課

狩猟免許の取得と狩猟者登録に要した経費の一部をキャッシュバックします！！



補助金交付対象者

以下のすべてに当てはまる方に補助金を支給します。

- 鳥取県在住者（補助金申請時点）
- イノシシ及びニホンシカを捕獲できる『わな猟』または『第一種銃猟』の免許を令和3年度以降に取得した方
- 令和5年度に鳥取県で初めて『わな猟』または『第一種銃猟』あるいはその両方の狩猟者登録を行った方
- （第一種銃猟の登録を行った方）
令和6年2月末日までに銃所持許可を受けている方に限ります。

—注意事項—

- 免許の種類に関わらず、これまでに本補助金の支給を受けた方には支給されません。
- 本補助金とは別に同種の補助金等を受けた方又は受ける予定の方も対象外です。

補助金額と申請手続き

補助金を受け取るには、申請手続きが必要です。狩猟者登録を行った後、令和6年2月16日から3月8日までの期間（※持参の場合は土日祝日除く）に申請してください。
登録された免許種ごとに以下の額を支給します。

狩猟者登録の種類	わな猟	第一種銃猟	わな猟及び第一種銃猟
補助金額（円）	20,900	24,100	31,800

※申請手続きの方法については、令和6年1月以降に補助金交付対象者へ別途ご案内する予定です。

お問合せ先

この補助金についてのご質問等がありましたら、最寄りの以下の事務所等にお問い合わせください。

事務所名等	所在地	電話番号	管轄区域
鳥取県生活環境部 自然共生社会局 自然共生課	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220	0857-26-7872	鳥取市、岩美郡、八頭郡
鳥取県中部総合事務所 環境建築局 環境・循環推進課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3149	倉吉市、東伯郡
鳥取県西部総合事務所 環境建築局 環境・循環推進課	〒683-0054 米子市糺町一丁目160	0859-31-9628	米子市、境港市、西伯郡、 日野郡